**児童生徒等の下校**

児童生徒等の下校にあたっては次のような点に留意し，慎重に判断する。

・津波（大津波）警報が発表されていないか

・余震活動等，二次災害に遭う危険性がないか

・児童生徒等に傷病が認められていないか

・通学路に損壊がなないか。また，周辺の交通に混乱がないか

・ひとりで下校する児童生徒等がいないか（集団下校が望ましい）

下校は，児童生徒等の安全が確保され，一定落ち着きを取り戻した待機状態から行うこととする（学校外の緊急避難場所から直接下校させない）。

**手順**

・学校周辺や通学路の状況について，安全点検・消火班が確認に行く（通信手段の確保）。

・学校災害対策本部に状況報告

※津波（大津波）警報が発表されたり，大きな余震が続いたりしている場合は避難。

情報収集

待機継続

否

下校の判断

可

**地区ごとの集団下校とする**

**すべての教員が下校指導にあたる**

児童生徒

集合

場所：（　　　　　）

下校指導体制

教員の配置場所は次のとおり

〈校内〉

（　　　　　　　　　）（　　　　　　　　　）

（　　　　　　　　　）（　　　　　　　　　）

（　　　　　　　　　）（　　　　　　　　　）

〈校外〉

（　　　　　　　　　）（　　　　　　　　　）

（　　　　　　　　　）（　　　　　　　　　）

（　　　　　　　　　）（　　　　　　　　　）

残留児童生徒の保護

下校

班の編制・確認

重要事項の連絡

通学路の安全が確保できない等の理由で，学校に留め置く児童生徒については，家庭に連絡のうえ引き渡しの措置をとる